

消 安 全 第 5 3 号
令 和 元 年 6 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(扱 い : 消 費 者 行 政 担 当 課)

消 費 者 庁 長 官 岡 村 和 美
(公 印 省 略)

消 費 者 安 全 法 第 3 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 消 費 者 事 故 等 に 係 る 情 報 提 供 に つ い て
(ハ ン ド ル ロ ッ ク 「一 発 二 錠」 の ケ ー ス が 破 損 し て い た ら す ぐ に 自 転 車 の 使 用 を
中 止 し て く だ さ い !)

当 庁 で は、ハ ン ド ル ロ ッ ク 「一 発 二 錠」 を 搭 載 し た 自 転 車 ・ 電 動 ア シ ス ト 自 転 車
(以 下 「当 該 自 転 車」 と い う。) で、ハ ン ド ル ロ ッ ク ケ ー ス の 破 損 な ど が 原 因 で 誤 作
動 し、ハ ン ド ル 操 作 が で き な く な り 転 倒 し た 事 故 に つ い て、消 費 者 安 全 法 (平 成 2 1
年 法 律 第 5 0 号。以 下 「消 費 者 安 全 法」 と い う。) 第 1 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 通 知
を 受 け、平 成 2 9 年 7 月 2 7 日 及 び 同 年 9 月 7 日 に 消 費 者 安 全 法 の 重 大 事 故 等 に 係 る
公 表 を し た と ころ で す。

こ の 度、当 庁 は、当 該 自 転 車 に よ る 消 費 者 被 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止 を 図 る た め、
消 費 者 安 全 法 第 3 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、別 添 の 報 道 発 表 資 料 を 消 費 者 被 害 の
発 生 又 は 拡 大 の 防 止 に 資 す る 情 報 と し て 貴 都 道 府 県 に 提 供 い た し ま す。

貴 都 道 府 県 に お か れ ま し て は、下 記 の 情 報 を 貴 管 内 市 区 町 村 に 提 供 し て い た だ く
と と も に、管 内 の 消 費 者 に 対 す る 周 知 ・ 啓 発 に 御 協 力 を お 願 い い た し ま す。

記

○ 「ハ ン ド ル ロ ッ ク 「一 発 二 錠」 の ケ ー ス が 破 損 し て い た ら す ぐ に 自 転 車 の 使
用 を 中 止 し て く だ さ い !」 (令 和 元 年 6 月 2 4 日 付 け 報 道 発 表 資 料)

※ 報 道 発 表 資 料 に つ い て は 消 費 者 庁 ウ ェ ブ サ イ ト で 御 確 認 く だ さ い。

(U R L)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/
pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

担 当 : 消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課 加 藤 睦 門 田 中 電 話 : 03-3507-9137 (直 通) F A X : 03-3507-9290
--